

○吹田市情報公開条例

平成14年3月29日条例第10号

改正

平成17年3月31日条例第8号

平成17年3月31日条例第12号

平成19年3月30日条例第21号

平成19年10月17日条例第33号

平成19年12月28日条例第37号

平成23年12月27日条例第37号

平成25年1月9日条例第5号

平成26年1月7日条例第9号

吹田市情報公開条例

吹田市公文書公開条例（昭和61年吹田市条例第32号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公文書の公開（第5条—第15条）

第3章 不服申立て（第16条—第25条）

第4章 総合的な情報公開の推進（第26条—第29条の2）

第5章 雑則（第30条—第36条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公文書の公開を始めとする総合的な情報の公開を推進することにより、市政に関して市民の知る権利を保障するとともに、一層公正で民主的な市政の執行を図り、もって地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。第15条第2項及び第29条第3項において同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識するこ

とができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。) であって、実施機関が管理しているものをいう。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市政に関して市民の知る権利が十分尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用するとともに、公文書の作成を怠り、公文書を秘匿するようなことのないよう適正な公文書の管理に努めなければならない。

2 実施機関は、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報が、みだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

3 実施機関は、公文書の公開と併せて、市民が必要とする情報を積極的に提供し、市民に対し、市政に関して説明する責務を全うするよう努めなければならない。

(公文書の公開を受けた者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、それによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の公開

(公開請求権)

第5条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関が管理する公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続)

第6条 前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書（以下この条及び第12条第1項において「公開請求書」という。）を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）

(2) 公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求をしようとするものが、容易かつ的確に公開請求をすることができるように、当該公開請求に係る公文書の特定に必要な情報を提供等するものとする。

3 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、当該補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

（1） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

（2） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人並びにその他の公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の事業活動に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

イ 市民生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に関する情報

(3) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。次号において同じ。）の機関若しくはその他の公共団体の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは公正かつ適切な意思決定に著しい支障を及ぼすおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの

(4) 市の機関、国等の機関若しくはその他の公共団体の機関が行う次に掲げる事務若しくは事業に関する情報であって、その性質上公開することにより、当該若しくは同種の事務若しくは事業を実施する目的が達成できなくなり、又は当該若しくは同種の事務若しくは事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

ア 監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、調査研究、人事管理等に係る事務

イ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業

ウ 独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業（企業経営に係るものに限る。）

(5) 法令等の規定により、明らかに公開することができないとされている情報

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、これらの情報を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なうことなく分離できるときは、公開請求者に対し、同条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除いて、当該公文書の公開をしなければならない。

(公益上の理由による公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条第1号から第4号までに掲げる情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

2 実施機関は、前項の規定により第7条第1号に掲げる情報を公開しようとするときは、吹田市個人情報保護条例（平成14年吹田市条例第7号）の趣旨を勘案し、個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。

(公文書の存否に関する情報の取扱い)

第10条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第7条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否

を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。

(公開請求に対する決定及び通知)

第11条 実施機関（議会にあっては、議長。以下同じ。）は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒むとき及び公文書が存在しないときを含む。）は、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による公文書の一部を公開する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に次に掲げる事項を付記しなければならない。

(1) 当該通知に係る決定の理由

(2) 当該通知に係る公文書に記録されている情報が第7条各号に掲げる情報のいずれにも該当しなくなる時期が明らかである場合にあっては、その時期

(公開決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第6条第3項の規定により公開請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、同項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、その期間を15日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を公開請求者に書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間）内に、実施機関が公開決定等を行わないときは、公開請求者は、前条第2項の規定による公文書の全部を公開しない旨の決定（次条において「非公開決定」という。）があったものとみなすことができる。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して30日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第2項の規定にかかわらず、実施機関は、その期間を更に15日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、延長後の期間及び延長の理

由を公開請求者に書面により通知しなければならない。

- 2 公開請求者に対し前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る公文書については、前条第3項の規定は、適用しない。
- 3 第1項に規定する延長後の期間内に、実施機関が公開決定等をしないときは、公開請求者は、非公開決定があったものとみなすことができる。

(第三者に対する意見の提出の機会の付与等)

第14条 実施機関は、公開決定等をする場合において、当該公開決定等に係る公文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの（以下この条、第17条及び第18条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、その意見を書面により提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ当該各号の第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、その意見を書面により提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号ただし書イ又は同条第2号ただし書アに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見を書面により提出する機会を与えられた第三者が、当該機会に係る公文書の公開に反対の意思を表示した書面（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該公文書について公開決定をするときは、当該公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公文書の公開の実施)

第15条 実施機関は、公開決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、公開請求者に対し、当該公開決定に係る公文書の公開をしなければならない。

- 2 公文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して、実施機関が定める方法により行うものとする。

3 実施機関は、公文書の公開をすることにより、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

第3章 不服申立て

(不服申立てがあった場合の手続)

第16条 実施機関は、公開決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、吹田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に当該不服申立てに対する決定又は裁決について諮問し、当該審査会の議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

- (1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第18条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第17条 前条の規定による諮問（以下「諮問」という。）をした実施機関（第20条において「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第18条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

(審査会の所掌事務)

第19条 審査会は、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するものとする。

- (1) 第16条の不服申立てに対する決定又は裁決
- (2) 第29条第5項の規定による助言を求められた実施機関の当該助言
(審査会の調査権限)

第20条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示されている公文書の公開を求めることができない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 諮問実施機関は、審査会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）にその意見を記載した書面（以下「意見書」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他の必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第21条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第22条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に次に掲げる事項を行わせることができる。

- (1) 第20条第1項前段の規定により提示された公文書について閲覧（当該公文書が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる方法を含む。）をすること。

- (2) 第20条第4項に規定する必要な調査をすること。
- (3) 第21条第1項本文に規定する意見陳述を聴くこと。
- (4) その他諮問に係る必要な事項
(提出意見書等の閲覧等)

第24条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）（当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、閲覧等に準ずる方法として実施機関が定める方法を含む。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧等を拒むことができない。

- 2 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。
(調査審議手続の非公開)

第24条の2 審査会の行う不服申立てに係る調査審議の手続は、公開しない。
(答申書の送付等)

第25条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表しなければならない。

第4章 総合的な情報公開の推進 (情報公開運営審議会)

第26条 この条例による情報公開制度の公正かつ円滑な運営を推進するため、本市に、市長の附属機関として、吹田市情報公開運営審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員12人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験者、市民及び市内の公共的団体の代表者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(情報提供施策及び情報公表施策の拡充等)

第27条 実施機関は、情報公開の総合的な推進を図るため、第2章の定めるところにより公文書の公開をするほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充に努めるものとする。
(会議の公開)

第28条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置した附属機関及びこれに準ずる機関の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると

きは、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがあるとき。
- (2) 第7条各号に掲げる情報が含まれる事項について調査審議等をするとき。
- (3) 会議を公開することにより会議の目的を失わせ、公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められるとき。

(出資法人等の情報の公開)

第29条 市が出資その他財政支出等を行う法人であって実施機関が定めるもの（以下この条において「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人等が管理する情報の公開に努めなければならない。

- 2 実施機関は、出資法人等の管理する情報の公開が推進されるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 出資法人等で実施機関が指定するものは、この条例の趣旨にのっとり、その管理する文書、図画及び写真並びに電磁的記録の公開について、公開の申出の手続、公開の申出に係る回答に対して異議の申出があったときの手続その他必要な事項を定め、その適正な運用に努めなければならない。
- 4 実施機関は、前項の規定による指定をした出資法人等に対し、同項の規定による定めを整備、当該定めを適正な運用その他必要な事項の指導をしなければならない。
- 5 第3項の規定による指定を受けた出資法人等は、公開の申出に係る回答に対して異議の申出があったときは、当該指定をした実施機関に対し、助言を求めることができる。
- 6 前項の規定による助言を求められた実施機関は、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

(指定管理者の情報の公開)

第29条の2 地方自治法第244条の2第3項の規定により公の施設を管理する指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者が保有する情報（当該管理の業務に係るものに限る。）の公開について、実施機関に協力しなければならない。

第5章 雑則

(手数料)

第30条 第15条の規定による公文書の公開に係る手数料は、次のとおりとする。

- (1) 市内に住所を有する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体 無料
- (2) 前号に掲げるもの以外のもの 公文書1件につき300円

(費用負担)

第31条 公開請求者は、公文書（第15条第3項に規定する複写したものを含む。）の写しの交付（同条第2項に規定する実施機関が定める方法を含む。）を受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 不服申立人又は参加人は、第24条第1項の規定による資料の写しの交付（同項に規定する実施機関が定める方法を含む。）を受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(公文書の管理)

第32条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する定めを設け、公文書の適正な管理に努めなければならない。

(公文書の目録の作成及び閲覧)

第33条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(他の制度との調整)

第34条 この条例は、法令又は他の条例の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が第15条第2項に規定する方法と同一の方法により公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、適用しない。

2 法令又は他の条例の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第15条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 この条例は、図書館その他これに類する施設において、市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存しているものについては、適用しない。

(運用状況の公表)

第35条 市長は、毎年度1回、この条例による情報公開制度の各実施機関の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の吹田市公文書公開条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定によりなされている公文書の公開の請求は、この条例による改正後の吹田市情報公開条例（以下「新条例」という。）第5条の規定によりなされた公文書の公開の請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例第13条の規定によりなされている不服申立ては、新条例第16条の規定によりなされた不服申立てとみなす。
- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 5 施行日の前日において、旧条例第14条第3項の規定により吹田市公文書公開審査会の委員に委嘱されていた者は、施行日において、新条例第19条第4項の規定により審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、同条第5項本文の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。
- 6 施行日の前日において、旧条例第15条第3項の規定により吹田市公文書公開運営審議会の委員に委嘱されていた者は、施行日において、新条例第26条第3項の規定により審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。
- 7 議会が管理する公文書については、この条例の規定は、平成11年10月1日以後に作成し、又は取得したものについて適用する。

附 則（平成17年3月31日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2から4まで （省略）
（吹田市個人情報保護条例及び吹田市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）
- 5 この条例の施行前に附則第3項又は前項の規定による改正前の吹田市個人情報保護条例又は吹田市情報公開条例（以下「旧条例」という。）の規定により吹田市個人情報保護審査会又は吹田市情報公開審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧条例の規定により吹田市個人情報保護審査会又は吹田市情報公開審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

附 則（平成17年3月31日条例第12号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第21号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月17日条例第33号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（以下省略）

附 則（平成19年12月28日条例第37号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吹田市情報公開条例第30条の規定は、平成20年4月1日以後の公開請求に係る手数料について適用し、同日前の公開請求に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年12月27日条例第37号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吹田市情報公開条例第30条の規定は、平成24年4月1日以後の公開請求に係る手数料について適用し、同日前の公開請求に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年1月9日条例第5号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月7日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（以下省略）